

蓮沼中学校・松尾中学校統合準備委員会 第3回 代表者会議要点記録

1. 日時	令和3年11月18日(木) 午後5時32分～午後6時08分
2. 場所	松尾ふれあい館 多目的ホール
3. 出席部会員	14名(欠席0名)
4. 次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 総務部会 (2) PTA・通学部会 (3) 学校運営部会 4 協議 (1) 学校統合準備委員会での議題について (2) その他 5 その他 6 閉会
5. 事務局	教育総務課

議題についての概要は次のとおり。

①報告

【事務局の説明】

○これまでの協議内容について報告。

《総務部会》

- ・校歌作成の経緯について報告された。
- ・校章作成の経緯について報告された。
- ・コミュニティ・スクールについて報告する。山武望洋中学校はコミュニティ・スクールとなる。コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会を設置した学校で、学校評議員制度に代わるものである。これからコミュニティ・スクールとなるように準備を進める。

総務部会では、コミュニティ・スクール作業部会を開催し、学校運営協議会の15名の委員を選定することや、学校が求める事柄などを協議することが承認された。資料には、山武市の学校運営協議会の設置等に関する規則をお示しした。また、文部科学省が示しているコミュニティ・スクールについて説明されたダイジェスト版も資料にお示ししている。

《PTA・通学部会》

- ・制服・トレーニングウェア選定の経緯について報告された。
- ・通学路・通学方法について報告する。4月23日の第2回代表者会議でPTA・通学部会 通学バス路線検討作業部会の立ち上げの承認を得た。4月28日には第1回目の会議を開催し、バスの大きさや台数、一日当たりの便数、通学バス路線について概ね合意形成が図られた。しかし、事務局は平日のみの運行を案として示したのに対し、休業日の部活便の必要性について意見を頂いた。このことについて引き続き検討し、生徒たちへの教育的な面その他、関係各課等と調整を図ったのちに、平日の202日の運行に加え、休業日の65日の運行とする案を9月6日に第2回通学バス路線検討作業部会で諮った。作業部会で検討した後、10月28日のPTA・通学部会において、了承を得たのが、資料に示

した通学バス路線図案である。赤い線がバス路線である。県道 58 号線、いわゆる芝山はにわ道を運行する。バスは山武望洋中学校と蓮沼スポーツプラザ間を往復する。通学では、生徒たちは蓮沼スポーツプラザ向かいの駐車場に集合する。自転車は蓮沼中学校の駐輪場を使用する。そしてバスに乗り、山武望洋中学校に通学する。下校は山武望洋中学校から乗車し、蓮沼スポーツプラザで降車する。自転車置き場の門扉の開閉は、バスの運転手が行うよう想定している。時刻表は学校の教育課程に合わせて設定する。学校の教育課程に合わせるため、最大で登校で 2 便、下校で 3 便あるが、朝が 1 便のみ、帰りが 1 便のみの日もある。運行予定日数は授業のある日を 202 日、授業のない日、つまり部活便だが 65 日の計 267 日を想定している。

《学校運営部会》

- ・(事務局)年間行事について報告する。令和 4 年度の年間行事の見通として、現在はまだ予定だが、ご覧の日程で検討されている。閉校記念行事を、3 月 19 日に蓮沼中学校、25 日に松尾中学校で企画中である。また閉校式は 3 月 25 日の午前中に実施する。

上履き・通学バッグについては、上履きのみ学年色を設けることとした。令和 4 年度の 1 年生はグリーンで、以降は資料に記載の通りである。また、通学バッグについては、指定しないということになった。

部活動については、現在、蓮沼中学校と松尾中学校で運営されている部活動を存続していける形で考えている。

その他、教室配置、校内での細かいきまり、教育課程、学校備品の移転等について、適宜、両中学校と事務局で連絡を取り合いながら検討しているところである。

【発言の概要】

- ・コミュニティ・スクール関係で委員の依頼について、コミュニティ・スクールの詳しい内容は事前に委員候補の方に説明するのか。また、「学校運営の方針」、「学校運営・教育活動」と資料には記載があるが、「校長の学校経営」と記載されている部分もあり、表現が統一されていない。

加えてスクールバスの乗車人数はどうなるのか。部活のある生徒とない生徒がいるが、テスト期間などで部活がないときは同時に帰ると思う。全員乗れるのか。

- (事務局)バスの利用者は約 60~70 人である。大型は 1 台に 50 人乗ることができ、それが 2 台あるので全員乗れる。部活動便で 1 台、部活が無い生徒用に 1 台となり、大型バスが 2 回走るようになる。一斉登下校の時は 2 台一緒に運行する予定である。

次にコミュニティ・スクールの委員の依頼と法律についてである。誰に委員を依頼するののだが、場合によっては説明の時間が取れないこともあったので、それが課題になっている。最初の会議からスムーズにいくわけではなく、1 年をかけてだんだんと委員の方々も慣れていくということがあった。なるべく委員の方々ルールをわかったうえで開始できるようにしていきたいと思う。

学校運営協議会の主な役割として、3 点記述した。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 47 条の 6 に記載されている。資料には文部科学省が作成したダイジェスト版を掲載しており、この 3 点が学校運営協議会の主な機能である。先ほど質問のあった内容について上手く伝えながら運営していければと思う。

- ・参考までに、部活動について現在両校にある部活動の種類を教えてください。

- (事務局)現在両校にある部活動はサッカー部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、ソフトボール部、野球部、女子バスケットボール部、卓球部、剣道部、吹奏楽部とボランティア部である。

②協議

【事務局の説明】

○第4回全体会議で諮る案について説明。

【発言の概要】

- ・(委員長)それでは採決を採ろうと思う。事務局案に賛成の方は挙手をお願いする。
 - 挙手全員により了承。

【まとめ】

- ・各専門部会で承認された案が、代表者会議においても承認された。